○阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱

平成27年2月27日 告示第29号

改正 平成29年6月16日告示第109号

令和2年3月31日告示第60号

(設置)

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい本市において、地域力の維持及び強化を図るために地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本市への定住及び定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、阿賀野市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(身分)

- 第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の身分は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。 (任用)
- 第3条 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから市長が任用する。
 - (1) 生活の拠点を、次に掲げる都市地域から阿賀野市内に移し、住民票を異動させる者
 - ア 3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)のうち、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)及び半島振興法(昭和60年法律第63号)に指定された地域(以下「法指定地域」という。)以外の都市地域
 - イ 3 大都市圏以外の政令指定都市(札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、 岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市)のうち、法指定地域以外の都市 地域
 - (2) 市内に1年以上滞在し、活動ができる者
 - (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
 - (4) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
 - (5) 普通自動車運転免許を有している者
 - (6) 基本的なパソコンの操作ができ、情報の受発信ができる者 (任務)
- 第4条 隊員は、地域力の維持及び強化に資する次の各号に掲げる活動(以下「協力活動」という。)を行う。

- (1) 農林水産業への従事活動
- (2) 地域資源(観光資源、特産品等)の発掘、振興に係る支援活動
- (3) 都市との交流、地域間交流及び他地域からの移住促進に関する活動
- (4) 産業振興及び産業創出に関する活動
- (5) 住民の生活、地域コミュニティに関する支援活動
- (6) 水源及び環境保全活動
- (7) その他市長が必要と認める活動

(任期)

第5条 隊員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。た だし、再任を妨げない。

(解任)

- 第6条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、解任すること ができる。
 - (1) 協力活動に必要な適格性を欠く場合
 - (2) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
 - (3) 自己の都合により、解任願(第1号様式)を提出した場合
 - (4) 法令に違反し、又は隊員活動を怠った場合
 - (5) 隊員として、ふさわしくない行為等が有った場合
 - (6) 市と協議することなく住民票を異動(市内の異動を除く。) した場合 (勤務条件)
- 第7条 隊員の報酬、手当及び費用弁償については、阿賀野市会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例(令和元年阿賀野市条例第17号)の定めるところによる。
- 2 隊員の活動時間は、1日当たり7時間30分とし、週37時間30分の活動を原則とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。
- 3 前項の勤務時間帯については、協力活動の内容により、1日当たり7時間30分を 超えない範囲で変更できるものとする。
- 4 隊員の勤務日は、一般職の職員の例による。この場合において、市長は隊員に勤務 を要しない日において特に勤務することを命じた場合には、勤務を要するいずれかの 日を、勤務を要しない日に変更し、振り替えることができる。

(身分証明書)

第8条 隊員は協力活動を遂行するときは、身分証明書(第2号様式)を常に携帯し、 関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 隊員は、任期が満了し、又は解任されたときは直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(協力活動に伴う市の支援)

- 第9条 隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内において市がこれを負担する。
- 2 協力活動に必要と認められる車両、物品等は、市がこれを貸与し、又は支給する。 (活動報告)
- 第10条 隊員は、協力活動の状況について、協力活動日誌(第3号様式)に記録しなければならない。
- 2 隊員は、前項の協力活動日誌を添付のうえ、毎月10日までに前月分の活動内容を 協力活動報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。
- 3 隊員は、当該年度の協力活動の終期に、実績報告書(第5号様式)に関係書類を添 えて市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(市の役割)

- 第12条 市は、隊員が協力活動を円滑に実施できるよう、次の各号に掲げることを行 うものとする。
 - (1) 協力活動における活動場所の調整及び住民への周知
 - (2) 隊員の任期満了後の定住支援
 - (3) その他隊員の円滑な活動に必要な支援
- 2 市長は、隊員の協力活動を支援するため、前項に規定する事務を法人又は団体に委託することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第109号)

この告示は、平成29年6月16日から施行する。

附 則(令和2年告示第60号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

解 任 順

年 月 日

阿賀野市長 様

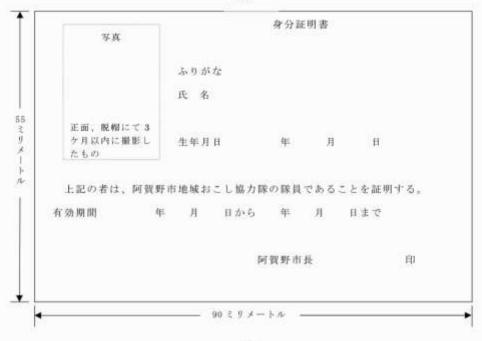
阿賀野市地域おこし協力隊員名 ⑩

このたび、一身上の都合により阿賀野市地域おこし協力隊を、 年 月 日を もって退職いたしたくお願いします。

(注)阿賀野市地域おこし協力隊員名欄には、隊員が署名又は記名押印すること。

第2号様式 (第8条関係)

(表)



(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、隊員活動を遂行するときは常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない
- 2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない
- 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届けなければならない
- 4 この証明書は、退任し、又は解任されたときは、直ちに市長に返還しなければならない

協力活動日誌

協力隊員名

月	日	曜	活 動 内 容	活動時間	活動場所	特記事項		
		月						
		火						
		水						
		木						
		金						
		土						
		Ħ						
1週間の勤務時間 計 時								

第4号様式 (第10条関係)

協力活動報告書

阿賀野市長

様

阿賀野市地域おこし協力隊員名

僶

協力活動期間	年	月分	活動地域	
協力活動実施内容(総括	5)			
翌月の協力活動予定(計	上画・概要)			
要望・意見等				

第5号様式 (第10条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

阿賀野市長 様

阿賀野市地域おこし協力隊員名 印

年度阿賀野市地域おこし協力隊の活動について、阿賀野市地域おこし協力隊設置要 綱第10条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

第1号様式(第6条関係)

第2号様式 (第8条関係)

第3号様式(第10条関係)

第4号様式(第10条関係)

第5号様式(第10条関係)